

議第73号

京都市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

京都市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 5月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市市税条例等の一部を改正する条例

(京都市市税条例の一部改正)

第1条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第28条第1項第1号中「配偶者特別控除額」の右に「(同法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加える。

第82条の見出し中「意義」の右に「及び製造たばこの区分」を加え、同条中「第464条各号」を「第464条第1項各号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 製造たばこの区分及び製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、法第464条第2項に定めるところによる。

第83条の次に次の1条を加える。

(製造たばこことみなす場合)

第83条の2 特定加熱式たばこ喫煙用具（法第466条の2に規定する特定加熱式たばこ喫煙用具をいう。以下この条において同じ。）は、製造たばこことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第84条第1項中「前条第1項」を「第83条第1項」に改める。

第85条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

附則第7条第1項第1号を削り、同項第2号中「附則第15条第2項第2

号及び第3号、第32項第2号」を「附則第15条第2項第1号及び第2号、第32項第3号」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号及び第32項第2号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号から同項第6号までを1号ずつ繰り上げ、同項に次の2号を加える。

(6) 法附則第15条第44項 3分の1

(7) 法附則第15条第47項 零

附則第8条の見出し中「固定資産税」を「固定資産税等」に改め、同条第1項前段中「第15条の10」を「第15条の11」に改め、「固定資産税」の右に「又は都市計画税」を加え、同条第2項中「又は第15条の10第1項」を「第15条の10第1項又は第15条の11第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 法附則第15条の11第1項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする固定資産税又は都市計画税の納税義務者が、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、同項に規定する改修実演芸術公演施設につき同項の適用があるべき旨の申告を市長に行った場合（当該期間内に申告されなかったことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第8条の2の見出し中「平成28年度」を「平成31年度」に、「平成29年度」を「平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分」を「平成31年度分」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第11条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(通常市街化区域農地に対して課する平成31年度以降の各年度分の固定資産税の特例)」を付し、同条第1項中「昭和47年度」を「平成31年度」に改め、「同

じ。)」の右に「のうち、田園住居地域内市街化区域農地（同項に規定する田園住居地域内市街化区域農地をいう。以下同じ。）以外のもの（以下この条において「通常市街化区域農地」という。）」を加え、「当該市街化区域農地」を「当該通常市街化区域農地」に改め、「（以下「類似宅地」という。）」を削り、同条第2項中「昭和47年度以降の各年度」を「平成31年度以降の第2年度又は第3年度」に、「法附則第19条の2第2項各号に掲げる」を「新たに通常市街化区域農地となり、又は通常市街化区域農地であった土地が市街化区域農地以外の農地となる」に、「第349条第2項から第6項まで及び」を「第349条第2項第1号に掲げる事情があるものとみなし、同項から第6項までの規定を適用する。この場合における同項から第6項までの規定の適用については、」に改め、同条第3項中「平成28年度」を「平成31年度以降の第2年度又は第3年度」に、「法附則第19条の2第3項各号に掲げる」を「法附則第19条の2第3項に規定する」に改め、「（次項に規定する土地に該当するに至った場合の当該土地を除く。）」に対する附則第8条の2の規定の適用」を削り、「法附則第17条の2第1項及び第2項」を「当該事情がある賦課期日に係る年度分の固定資産税に限り、第42条第2項、第3項及び第5項の規定にかかわらず、法第349条第2項、第3項及び第5項」に改め、「並びに」の右に「法附則」を加え、同条第4項中「平成29年度」を「平成31年度」に、「法附則第19条の2第4項各号に掲げる」を「第2項に規定する」に改め、「土地」の右に「（第6項又は第7項に規定する土地に該当するに至った場合における当該土地を除く。）」を加え、同条に次の3項を加える。

- 5 平成31年度に係る賦課期日において第3項に規定する事情がある土地（次項又は第7項に規定する土地に該当するに至った場合における当該土地を除く。）に対する附則第8条の2の規定の適用については、法附則第17条の2第1項及び第2項並びに第19条の2第5項に定めるところによる。

6 平成32年度に係る賦課期日において第2項に規定する事情がある土地に対する附則第8条の2の規定の適用については、法附則第17条の2第1項及び第2項並びに第19条の2第6項に定めるところによる。

7 平成32年度に係る賦課期日において第3項に規定する事情がある土地に対する附則第8条の2の規定の適用については、法附則第17条の2第1項及び第2項並びに第19条の2第7項に定めるところによる。

附則第11条の次に次の1条を加える。

(田園住居地域内市街化区域農地に対して課する平成31年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第11条の2 平成31年度以降の各年度に係る賦課期日に所在する田園住居地域内市街化区域農地に対して課する固定資産税の課税標準となるべき価格については、当該田園住居地域内市街化区域農地とその状況が類似する宅地の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格を法第388条第1項に規定する固定資産評価基準（田園住居地域内市街化区域農地に係る部分に限る。）により補正した価格により定められるものとする。

2 平成31年度以降の第2年度又は第3年度に係る賦課期日において、新たに田園住居地域内市街化区域農地となり、又は田園住居地域内市街化区域農地であった土地が市街化区域農地以外の農地となる事情がある土地については、当該事情がある賦課期日に係る年度分の固定資産税に限り、第42条第2項から第6項までの規定にかかわらず、法第349条第2項第1号に掲げる事情があったものとみなし、同項から第6項までの規定を適用する。この場合における同項から第6項までの規定の適用については、法附則第19条の2の2第2項に定めるところによる。

3 平成32年度以降の第2年度又は第3年度に係る賦課期日において、法附則第19条の2の2第3項の事情がある土地については、当該事情がある賦課期日に係る年度分の固定資産税に限り、第42条第2項、第3項及

び第5項の規定の適用については、法第349条第2項、第3項及び第5項並びに附則第19条の2の2第3項に定めるところによる。

4 平成31年度に係る賦課期日において第2項に規定する事情がある土地（次項又は第6項に規定する土地に該当するに至った場合における当該土地を除く。）に対する附則第8条の2の規定の適用については、法附則第17条の2第1項及び第2項並びに第19条の2の2第4項に定めるところによる。

5 平成32年度に係る賦課期日において第2項に規定する事情がある土地に対する附則第8条の2の規定の適用については、法附則第17条の2第1項及び第2項並びに第19条の2の2第5項に定めるところによる。

6 平成32年度に係る賦課期日において第3項に規定する事情がある土地に対する附則第8条の2の規定の適用については、法附則第17条の2第1項及び第2項並びに第19条の2の2第6項に定めるところによる。

附則第12条の前に見出しとして「(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)」を付する。

附則第18条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4」を「第37条の8」に、「第37条の9の5」を「第37条の9」に改める。

第2条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第28条の4第6項中「法第317条の6第6項各号」を「第32条の8の2第1項に規定する老齢等年金給付の支払をする者にあつては法第317条の6第6項各号に掲げる方法のいずれかにより、それ以外の公的年金等の支払をする者にあつては同項第1号又は第2号」に改め、同条に次の1項を加える。

9 第5項（法第317条の6第5項第1号に係る部分に限る。）又は第6項（法第317条の6第6項第1号に係る部分に限る。）の規定により行われた記載事項の提供については、法第762条第1号の機構の使用に係る電

子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされたときに市長に到達したものとみなす。

第32条の8の8第3項後段中「第32条の8の5第1項」とあるのは「第32条の8の8第3項において読み替えて準用する第32条の8の5第1項」と、」を削る。

附則第7条第1項第1号中「並びに第45項」を「並びに第44項」に改め、同項第6号中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同項第7号中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第17条の3中「得た金額」の右に「に100,000円を加算した金額」を加える。

第27条第2項を次のように改める。

2 所得割の納税義務者については、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額を、法第314条の2の規定により、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(1) 前年の合計所得金額が25,000,000円以下の者 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額

(2) 前号に掲げる者以外のもの 前号に掲げる額（基礎控除額を除く。）

第27条の6第1項中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者」に改める。

第85条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第85条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

(京都市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 京都市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年6月5日京都市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第4条第2項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第13項前段中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に改め、同項後段中「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第4項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改め、同表第7項の表第90条の2第1項の項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第7項の表第93条第2項の項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

第6条 京都市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年6月10日京都市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「前条第2号」を「前条第1号」に改める。

第7条 京都市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年6月9日京都市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち第32条の5の改正規定中「第9条の24」を「第9条の23」に、「第9条の25」を「第9条の24」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第82条の改正規定、第83条の次に1条を加える改正規定、第84条の改正規定及び第85条の改正規定、第5条並びに附則第4条の規定

平成30年10月1日

(2) 第1条中第28条及び附則第18条の2の改正規定並びに次条の規定 平成31年1月1日

- (3) 第2条の規定 平成31年4月1日
- (4) 第3条中第85条の改正規定及び附則第5条の規定 平成32年10月1日
- (5) 第3条の規定(第85条の改正規定を除く。) 平成33年1月1日
- (6) 第4条及び附則第6条の規定 平成33年10月1日
- (7) 第1条中附則第7条第1項に2号を加える改正規定(同項第7号に係る部分に限る。) 生産性向上特別措置法(平成30年法律第 号)附則第1条本文に規定する日

(市民税に関する規定の適用区分)

第2条 第1条の規定による改正後の京都市市税条例(以下「改正後の条例」という。)第28条第1項第1号の規定は、平成31年度分の個人の市民税の申告から適用し、平成30年度分までの個人の市民税の申告については、なお従前の例による。

2 第6条の規定による改正後の京都市市税条例等の一部を改正する条例(平成28年6月10日京都市条例第3号)附則第2条第1項の規定は、平成29年1月1日以後にこの条例による改正後の京都市市税条例第9条第1項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する規定の適用区分)

第3条 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号。以下「地方税法等改正法」という。)附則第20条第2項に規定する地方税法等改正法第1条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等改正法附則第20条第6項に規定する旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 改正後の条例附則第11条及び第11条の2の規定は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、平成30年10月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成30年10月1日前にこの条例による改正前の条例第83条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（地方税法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下「売渡し等」という。）が行われた旧法第464条第1号に規定する製造たばこ（京都市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年6月5日京都市条例第5号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第4条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この条において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する改正後の条例第83条第1項に規定する卸売販売業者等（以下「卸売販売業者等」という。）又は地方税法等改正法第1条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第464条第1項第4号に規定する小売販売業者（以下「小売販売業者」という。）がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合にあっては本市の区域内に所在する当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合にあっては本市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に本市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡したもの

とみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

3 前項の規定により市たばこ税を課される者は、同項の貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法等改正法附則第23条第3項に規定する申告書を平成30年10月31日までに、市長に提出しなければならない。

4 第2項の規定により市たばこ税を課される者が前項の申告書を地方税法等改正法附則第23条第4項の規定により京都府知事又は税務署長に提出したときは、当該申告書を市長に提出したものとみなす。

5 第3項の申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、当該申告書に記載した市たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

6 第2項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、改正後の条例の規定中市たばこ税に関する部分（改正後の条例第84条第1項、第85条、第86条、第88条、第89条及び第92条の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる改正後の条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第1項第2号	又は第88条第1項若しくは第2項	, 第90条第2項
	第195条第1項	第195条第1項又は京都市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年 月 日京都市条例第 号。以下「平成30年改正条例」という。）附則第4条第3項
	申告書	申告書又は修正申告書（第90条第2項の規定による申告書又は修正申告書にあっては、平成31年4月1日までに提出されたものに限る。）

第9条第1項第3号	第19項又は第88条第1項若しくは第2項	第19項
	第195条第1項	第195条第1項又は平成30年改正条例附則第4条第3項
	提出期限	提出期限（平成30年改正条例附則第4条第3項の規定による申告書にあっては、同条第5項の納期限）
第9条第1項第5号	税額	税額（第2号に掲げる税額を除く。）
第84条第2項	前項	平成30年改正条例附則第4条第2項
第90条第1項	第88条第1項又は第2項の規定により申告書	平成30年改正条例附則第4条第3項の規定により申告書
	第88条第1項又は第2項の規定により申告納付する	平成30年改正条例附則第4条第3項から第5項までの規定により申告納付する
第90条第2項	第88条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第4条第3項
第90条の2第1項	第88条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第4条第3項
	当該各項に規定する申告書の提出期限	平成30年10月31日
第93条第2項	経過する日	経過する日（当該経過する日が平成31年4月1日前である場合には、同日）

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、本市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により市たばこ税を課された、又は課さ

れるべきものの返還を受けた場合には、当該卸売販売業者等が改正後の条例第88条の規定により市長に提出すべき申告書には、地方税法等改正法附則第23条第7項に規定する書類を添付しなければならない。

第5条 別段の定めがある場合を除き、平成32年10月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた新法第464条第1項第1号に規定する製造たばこ（以下「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合にあっては本市の区域内に所在する当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合にあっては本市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に本市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

3 前項の規定により市たばこ税を課される者は、同項の貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法等改正法附則第25条第3項に規定する申告書を平成32年11月2日までに、市長に提出しなければならない。

4 第2項の規定により市たばこ税を課される者が前項の申告書を地方税法等改正法附則第25条第4項の規定により京都府知事又は税務署長に提出したときは、当該申告書を市長に提出したものとみなす。

5 第3項の申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、当該申告書

に記載した市たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

- 6 第2項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の条例（以下この条において「32年改正後の条例」という。）の規定中市たばこ税に関する部分（32年改正後の条例第84条第1項、第85条、第86条、第88条、第89条及び第92条の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年改正後の条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第1項第2号	第88条第1項若しくは第2項	, 第90条第2項
	第195条第1項	第195条第1項又は京都市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年 月 日京都市条例第 号。以下「平成30年改正条例」という。）附則第5条第3項
	申告書	申告書又は修正申告書（第90条第2項の規定による申告書又は修正申告書にあっては、平成33年3月31日までに提出されたものに限る。）
第9条第1項第3号	第69条の6第1項、第88条第1項若しくは第2項	第69条の6第1項,
	第195条第1項	第195条第1項又は平成30年改正条例附則第5条第3項
	提出期限	提出期限（平成30年改正条例附則第5条第3項の規定による申告書にあっては、同条第5項の納期限）
第9条第1項第5号	税額	税額（第2号に掲げる税額を除く。）

第84条第2項	前項	平成30年改正条例附則第5条第2項
第90条第1項	第88条第1項又は第2項の規定により申告書	平成30年改正条例附則第5条第3項の規定により申告書
	第88条第1項又は第2項の規定により申告納付する	平成30年改正条例附則第5条第3項から第5項までの規定により申告納付する
第90条第2項	第88条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項
第90条の2第1項	第88条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項
	当該各項に規定する申告書の提出期限	平成32年11月2日
第93条第2項	経過する日	経過する日（当該経過する日が平成33年3月31日前である場合には、同日）

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、本市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該卸売販売業者等が32年改正後の条例第88条の規定により市長に提出すべき申告書には、地方税法等改正法附則第25条第7項に規定する書類を添付しなければならない。

第6条 別段の定めがあるものを除き、平成33年10月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移

出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合にあっては本市の区域内に所在する当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合にあっては本市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に本市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 3 前項の規定により市たばこ税を課される者は、同項の貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法等改正法附則第26条第3項に規定する申告書を平成33年11月1日までに、市長に提出しなければならない。
- 4 第2項の規定により市たばこ税を課される者が前項の申告書を地方税法等改正法附則第26条第4項の規定により京都府知事又は税務署長に提出したときは、当該申告書を市長に提出したものとみなす。
- 5 第3項の申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、当該申告書に記載した市たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 6 第2項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、第4条による改正後の条例（以下「33年改正後の条例」という。）の規定中市たばこ税に関する部分（33年改正後の条例第84条第1項、第85条、第86条、第88条、第89条及び第92条の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年改正後の条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第1項第2号	第88条第1項若しくは第2項	, 第90条第2項
-----------	----------------	-----------

	第195条第1項	第195条第1項又は京都市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年 月 日京都市条例第 号。以下「平成30年改正条例」という。）附則第6条第3項
	申告書	申告書又は修正申告書（第90条第2項の規定による申告書又は修正申告書にあっては、平成34年3月31日までに提出されたものに限る。）
第9条第1項第3号	第69条の6第1項、第88条第1項若しくは第2項	第69条の6第1項、
	第195条第1項	第195条第1項又は平成30年改正条例附則第6条第3項
	提出期限	提出期限（平成30年改正条例附則第6条第3項の規定による申告書にあっては、同条第5項の納期限）
第9条第1項第5号	税額	税額（第2号に掲げる税額を除く。）
第84条第2項	前項	平成30年改正条例附則第6条第2項
第90条第1項	第88条第1項又は第2項の規定により申告書	平成30年改正条例附則第6条第3項の規定により申告書
	第88条第1項又は第2項の規定により申告納付する	平成30年改正条例附則第6条第3項から第5項までの規定により申告納付する
第90条第2項	第88条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項
第90条の2第1項	第88条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項

	当該各項に規定する申告書の提出期限	平成33年11月1日
第93条第2項	経過する日	経過する日（当該経過する日が平成34年3月31日前である場合には、同日）

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、本市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該卸売販売業者等が33年改正後の条例第88条の規定により市長に提出すべき申告書には、地方税法等改正法附則第26条第7項に規定する書類を添付しなければならない。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、市たばこ税の税率を改める等の必要があるので提案する。